

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



**国民健康保険特定健診・
後期高齢者医療健診が
始まりました**

40歳以上の方を対象に、年に1回行われる健診です。昨年は受診されましたか。

日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にも上ると推計されています。

生活習慣病は、一人ひとりが、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

生活習慣病予防のための特定健診・保健指導を積極的に受診し、健康づくりに活用しましょう。

●集団健診(予定)

とき 7月22日(水)・23日(木)

ところ 保健センター健康館

こやかおおはる

申込開始 7月1日(水)午前8時30分

申込場所 保健センター健康館

すこやかおおはる

人間ドック

とき 8月29日(土)～9月6日(日)

ところ 名古屋公衆医学研究所(名古屋市中村区)

申込開始 7月30日(木)午前8時30分

申込場所 役場3階第3会議室

※申し込みには1万3千円(予定)が必要です。

個別健診

とき 6月1日(月)～9月30日(水)

ところ 安藤医院・こうのう内科・中川医院・中原クリニック・はら医院・みきクリニック・みずのホームクリニックほか

※集団健診・人間ドック・個別健診のいずれか一つのみ受診可能です。

※集団健診・人間ドックどちらも定員になり次第締め切りします。

※人間ドックは30歳代の方も受診可能です。

※詳細は、該当者宛ての通知をご覧ください。

※国民健康保険・後期高齢者保険以外に加入している方は、各医療保険者にお問合せください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

戦没者等のご遺族の皆さまへ
**第10回特別弔慰金が
支給されます**

戦後70年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一

人に支給。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成27年4月1日～30年3月31日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

請求窓口 役場 民生課

内線165・168

問合せ先 県 地域福祉課 恩給援護グループ

☎(054)6264

総務省 恩給相談室

☎03(5273)1400

防犯対策センサーライト補助金

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、本年度も引き続き補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成27年4月1日から28年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とし、昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

補助金の額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※別途購入した乾電池等の電源費用を除く。

申請方法 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライ

ト設置完了後、平成28年3月末日までに書類を添えて申請してください。

※申請書は総務課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場 総務課
内線151

元行政相談委員 吉田ヒサ子氏が 総務大臣感謝状受賞

3月まで行政相談委員を勤められた吉田ヒサ子氏(馬島)の長年の功績に対し、総務大臣から感謝状が贈られました。

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を行っています。

吉田氏は平成元年から26年間にわたり、町民と行政のパイプ役として行政相談業務にご尽力されました。本当にありがとうございます。

いました。



●左から村上町長、吉田ヒサ子氏 畑佐総務管理官

介護支援専門員 (ケアマネジャー) 試験

第18回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験が実施されます。

受験資格 次の①および②に該当される方

①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験がある方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、もしくは、現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所地在愛知県にある方

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

願書の配布期間 6月9日(火)

～7月15日(水)

願書の配布場所 役場 民生課、

県高齢福祉課、県福祉相談センター、県民生活プラザ、県社会福祉協議会

試験日 10月11日(日)

問合せ先 県社会福祉協議会福祉人材センター 介護支援専門員

実務研修受講試験係

☎(212)5530

※6月15日(月)から10月9日

(金)の期間のみ利用可能

ご存じですか?
ジェネリック医薬品
～上手に選んで薬代を節約～

●ジェネリック医薬品とは?

お医者さんで処方してもらった薬には同じ成分・同じ効き目が高い薬と安い薬があるのをご存じでしたか。

高い方の薬は「新薬」。新薬とは、医薬品メーカーが初めて作る薬のことです。先発医薬品ともいいます。新薬の開発には10数年以上の年月と数百億円の費用がかかる

ため、薬価が高く設定されます。

もう一つは、「ジェネリック医薬品」。新薬の特許期間満了後に厚生労働省の承認を得て発売される薬の総称で「後発医薬品」ともいいます。

新薬に比べて大幅な開発コスト削減と開発期間の短縮が可能。そのため、新薬と同じ成分・同じ効き目でありながら、その価格は3～7割も安価になります。

●薬の効き目は?

医薬品には、有効性・安全性を確保するために、薬事法によってさまざまな規制が定められており、新薬もジェネリック医薬品もまったく同様の規制を守って開発、製造、販売されています。

また、新薬の特許期間が満了するまでの間、その薬は多くの患者さんに使用され、有効性のみならず安全性の定期報告もしっかりとなされています。したがって、ジェネリック医薬品の有効成分についても、安全性が証明されています。

●ジェネリック医薬品に

興味を持ったら

ジェネリック医薬品に替えられるか、まずは医師に相談してみてください。処方せんに医師の署名

がなければ新薬でもジェネリック医薬品でもどちらでも選ぶことができます。処方せんをもらったから、かかりつけ薬局で価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴などについて納得がいくまで薬剤師にご相談ください。

いきなりジェネリック医薬品に切り替えるのは不安という方は、まず「お試し調剤」で、短期間試してみたり、複数服用の場合は一つずつ替えてみるという方法もあります。

※分割調剤を希望する場合、別途、「後発医薬品分割調剤料」が料金に上乘せられます。

●ジェネリック医薬品がない

薬もあります

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れてから発売されるため、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

また、中にはジェネリック医薬品に変更できない薬や、ジェネリック医薬品を取り扱っていない薬局などもありますので、その際は、かかりつけのお医者さん、薬剤師さんに相談し、意見もじっくり聞きましょう。

●医療費適正化にも貢献!

ジェネリック医薬品を使用することで、患者さんの薬代の負担が減り、家庭での医療費の節約に役立ちます。

また、慢性疾患では、薬代が高いからといって、通院や薬の服用をやめてしまう方も少なくありません。しかし、薬は飲み続けることが大切です。ジェネリック医薬品の使用により、正しい治療が無理なく続けられる環境が整います。ひいては高騰する医療費の抑制にもつながります。

ぜひ、ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

募集



児童クラブ夏季指導員

募集人員 若干名

資格 高卒以上の方で子どもが大好きな方

雇用期間 7月21日(火)～8月31日(月)

時間 午前7時30分から午後6時までのうちの7時間以内 ※日曜を除く

勤務内容 児童クラブにおける児童の指導監督、家人への安全な引渡し等

選考方法 書類および面接

提出書類 履歴書、有資格者は資格証の写し(保育士免許または、教員免許)

提出期限 6月19日(金)

勤務地

左記児童クラブのいずれか

- ・ 東部(大治会館前)
- ・ 西部(西小学校西北側)
- ・ 南部(総合福祉センター3階)
- ・ 八ツ屋(八ツ屋防災コミュニティセンター2階)

賃金 時給840～1000円

(有資格者優遇)

※別途通勤手当支給の場合あり

提出・問合せ先 社会福祉協議会

☎(441)1781

5・6月は「会員入会強調月間」 社会福祉協議会会員

社会福祉協議会は皆さんからの会費や寄付金、行政の協力を得て、ふれあいフェスティバルや敬老会の開催、またデイサービス、福祉作業所、児童センター等の運営をしています。

そこで、さまざまな活動を展開していくため、活動にご理解、ご協力いただける方を募集いたしますので、ぜひご入会ください。

年会費(一口)

- ・ 個人会員 1000円
- ・ 法人会員 10000円

入会方法

- ・ 本会窓口または役場民生課窓口でお申し込みください。
- ・ 町内の金融機関からも、お振り込みいただけます。

問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

お願い



**空き地等の管理を
お願いします**

空き地等の雑草が繁茂する季節が近づきました。

空き地等の雑草をそのままにしておくと、害虫の発生源となったり、ごみを不法投棄される場所になったりと、近隣にお住まいの方々にも大変な迷惑が掛かります。また、枯れ草になれば火災の原因にもなります。町の美観や良好な生活環境を保つためにも、所有者の皆さんは、雑草が茂らないよう早めの手入れ、十分な管理をしてください。

問合せ先 役場 産業環境課

内線137・159

犬のふんの適正処理について

無責任な飼い主によって個人の家の前や歩道などに犬のふんが放置され、悪臭、汚れで困って

いるとの苦情が多く寄せられています。

ふんなどを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。

散歩中の排せつについては、あらかじめビニール袋や市販の専用袋などを用意しておき、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、可燃ゴミとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先 役場 産業環境課

内線137

相談



無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は一組25分程度で受付順とします。

なお、相談は事前に予約が必要です。プライバシーは厳守しますのでお気軽にお申し込みください。

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

とき 6月23日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階相談室

定員 4組(要予約)
申込・問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

※心配ごと相談も、毎月第1・3火曜、午後2時から4時に開設しています。あわせてご利用ください。

心配ごと直通電話
☎(442)7793

行政相談

総務省では、国や特殊法人などの仕事について、国民の皆さんから直接、苦情や意見・要望をお聞きして、その解決を図るとともに、行政運営の改善に反映させるため、各市町村に1名以上の「行政相談委員」を配置して「行政相談」を行っています。

保険・年金、国税、登記、消費者保護、国の行政機関等の窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望、あるいは分からないことが

ありましたら、行政相談委員や名古屋総合行政相談所または総務省中部管区行政評価局にお気軽にご相談ください。

相談は来訪、電話、文書、インターネットいずれの方法でも結構です。

なお、相談については無料で、秘密は厳守します。

行政相談委員 5月より2人目の行政相談委員として安井兼光氏が新たに委嘱されました。



●安井 兼光氏

〒490-1137
堀之内字郷中338
☎(444)4871

消費生活相談

電話による強引な押し売りや、頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービス

の多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。



とき 6月17日(水)午後1時30分～4時30分(受付終了 午後4時)

※毎月第3水曜に開催していますが、変更となる場合もあります。

ところ 役場2階旧保健センター

相談料 無料
申込・問合せ先 役場 産業環境課内線160

スポーツ



体育協会主催 卓球教室

とき 7月18・25日 8月1・8・22日(全土曜)午後1時30分～4時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む) 一人400円

※教室開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 卓球の基本動作

指導員 卓球クラブ員

持ち物 体育館シューズ、ラケット

ト※ラケットのない方は、お貸し

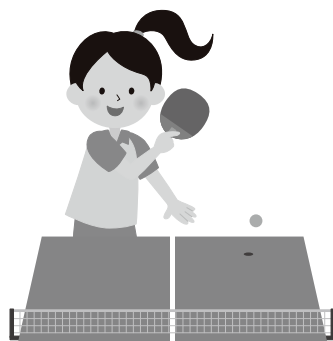
します。

申込期間 6月15日(月)～7月

10日(金)

申込・問合せ先 スポーツセン

ター ☎(443)7077



海部地区教科書展示会

催し



とき 6月11日(木)～7月5日

(日)午前9時～午後6時(7月
は午前9時～午後7時)

※休館日 6月23日(火)

ところ 津島市立図書館

展示教科書 海部地区内の小中

学校で現在使用されている教科書
問合せ先 県教育委員会 義務
教育課 ☎(954)6790

講座・教室



手話講座

聴覚障害者の生活および関連
する福祉制度について理解と認
識を深めるとともに、手話で簡単
な日常会話ができるよう学んで
みませんか。

とき 8月7日～平成28年1月

15日の毎週金曜午後7時～9時

(全20回)

※9月18日 11月6日 12月25日

1月1日を除く

※予備日 1月22・29日

ところ 総合福祉センター 1階

会議室

申込期間 6月1日(月)～7月

15日(水)

参加費 500円

定員 20名

※参加人数により閉講する場合
があります。

申込・問合せ先 社会福祉協議

会 ボランティアセンター

☎(442)0990



身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 6月28日(日)午前8時30

分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防

本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住・在

勤で満15歳以上の方

内容 成人に対するAEDを用

いた心肺蘇生法、小児・乳児・新

生児に対する心肺蘇生法、大出

血時の止血法、傷病者管理法、外

傷の手当、搬送法

定員 15名

費用 無料

受付期間 6月8日(月)～21日

(日)

申込場所 海部東部消防組合消

防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書

で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署

で配布、または海部東部消防

本部ホームページからダウン

ロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申

し込みはできません。

問合せ先 海部東部消防組合消

防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

